# 新規補助金概要シート

# (1)補助内容

番号		所 管	環境	局環境	竟施策	部環境	施策認	果エネ	<b>ベル</b> -	ギー	-政策	担当
名 称	脱炭素先行	地域づく	J補助金	(仮)								
交付先		脱炭素先行地域の認定の共同提案者である(一社)御堂筋まちづくりネット フーク会員企業のうち、省エネ・再エネ設備を導入する企業										
交付目的		兑炭素先行地域を形成するため、省エネ・再エネ設備を導入しようとする(一生)御堂筋まちづくりネットワーク会員企業に対して、その経費の一部を補助する。										
事業の概要	金)を活用しる。 ・ZEB化補助・照明LED化・業務用コー・空調機器 ・太陽光パッ	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)を活用し、省エネ・再エネ設備導入に要する費用の2/3以内の額を補助する。 ・ZEB化補助 補助率2/5 ・照明LED化補助 補助率1/4 ・業務用コージェネレーションシステム更新補助 補助率1/3 ・空調機器更新補助 補助率1/3 ・太陽光パネル設置補助 補助率2/3 ・EVスタンド設置補助 補助率2/3										
2算定額及び積算	<ul> <li>・ZEB化補助 補助対象経費900,000千円×補助率2/5=360,000千円 補助金額360,000千円</li> <li>・照明LED化補助 補助対象経費609,127千円×補助率1/4=152,281千円補助金額152,281千円</li> <li>・業務用コージェネレーションシステム更新補助 補助対象経費528,000千円×補助率1/3=176,000千円 補助金額176,000千円</li> <li>・空調機器更新補助 補助対象経費489,000千円×補助率1/3=163,000千円補助金額163,000千円</li> <li>・立調機器更新補助 補助対象経費307,000千円×補助率2/3=204,666千円 補助金額204,666千円</li> <li>・EVスタンド設置補助 補助対象経費11,000千円×補助率2/3=7,333千円補助金額7,333千円</li> </ul>											
事業開始年度	令	令和6年度 交付方法 通常払い(補助金額確定後)						<u>:</u> )				
根拠規定等	法律 🛚	条例 🗆	規則		契約	債務負	担行	為等		]	要綱	
法律・条例等の名称	脱炭素先行地域づくり補助金要綱(仮)											
補助率等	<ul> <li>・ZEB化補助 補助率2/5</li> <li>・照明LED化補助 補助率1/4</li> <li>・業務用コージェネレーションシステム更新補助 補助率1/3</li> <li>・空調機器更新補助 補助率1/3</li> <li>・太陽光パネル設置補助 補助率2/3</li> <li>・EVスタンド設置補助 補助率2/3</li> </ul>											
財源の有無	国■	(10/10) 府		( )	その作	也(	)		(	)	無	
本市以外からの直接補助	国口	( ) 府		( )	その作	也(	)		(	)	無	
交付先の分類	法人											
性質別分類	施設整備事業補助											
終期	令和10年度											
公募	有(提案型) □ 有(提案型以外) ■ 無 □											
市民の参画	有□□	無										
再補助の有無	有□□	無	有の場合その理由									

#### (2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに 足りる公益性が認められる)	2050年の脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けて、国が先行的に進める脱炭素先行地域に応募し、大阪市域から2030年までにCO2排出量を実質ゼロとする脱炭素先行地域を創出し、地域脱炭素化を促進するため、再エネ・省エネ設備の導入補助を行う。本施策を実施するにあたり、国から脱炭素先行地域に採択されており、市域の脱炭素に大いに寄与することから、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が 妥当かつ明確である)	補助率については、国から交付された地域脱炭素移行・再 エネ推進交付金を基に積算しており、妥当性がある。また、 本補助は、民間事業者が本市施策に自主的に協力するも のであるから省エネ・再エネ設備の設置費を本市が2/3以 内で補助することは妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法 でなく補助によることが施策目的実現 に最適である)	設備の省エネ・再エネ化は近年需要が高まっており、市域の脱炭素を達成するには民間事業者の協力が不可欠であり、民間事業者が設備設置に要する費用を補助することは、施策実現だけでなく、経費的にも有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	資格要件を備えた補助対象者を広く募集するため、「公正性」は確保されている。

#### (3) 補助効果の測定

効果測定方法	(目標値) 令和10年度末までに、CO2削減効果 7,856t-CO2/年
--------	--

# 新規補助金概要シート

#### (1) 補助内容

番号		所 管	環境局環境	竟施策部環‡	竟施策課エス	ネルギ-	-政策担当	
名 称	地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金(仮)							
交付先	省エネ・再エ	省エネ・再エネ設備を導入しようとする市民						
交付目的	省エネ・再エネ設備を設置しようとする市民に対し、その設備導入にかかる経費の一部を補助することにより、本市におけるエネルギー消費量の削減につなげ、さらには、温室効果ガス排出削減につなげることにより、ゼロカーボンこ向けた取組みを加速させる。							
事業の概要	金)を活用し、・家庭用コー	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)を活用し、補助を行う。 家庭用コージェネレーションシステム設置補助(補助率1/2) 太陽光発電設備設置補助(上限7万円/kW)						
2算定額及び積算	<ul> <li>家庭用コージェネレーションシステム設置補助 補助金額50,000千円 補助対象経費1,000千円×100件×補助率1/2=50,000千円</li> <li>太陽光発電設備設置補助 補助金額47,040千円 70千円(補助上限)×140件×4.8kw=47,040千円</li> </ul>							
事業開始年度	<b>令</b> 和	令和6年度						
根拠規定等	法律 □ 条例 □ 規則 □ 契約・債務負担行為等 □ 要綱 ■						要綱 ■	
法律・条例等の名称	地域脱炭	地域脱炭素移行 再工 本推進重点対策加速化事業補助金要綱(仮)						
補助率等	・家庭用コージェネレーションシステム設置補助:補助率 1/2 ・太陽光発電設備設置補助(上限7万円/kW)							
財源の有無	国 ■ 1	0/10 府	□ ( )	その他(	) 🗆	( )	無□	
本市以外からの直接補助	国 口(	( ) 府	□ ( )	その他(	) 🗆	( )	無■	
交付先の分類	個人							
性質別分類	施設整備事業補助							
終期	令和10年度							
公募	有(提案型)	□ 有(提	案型以外)	■無				
市民の参画	有 ■	無□						
再補助の有無	有 □	無■	有の場合 その理由					

## (2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明				
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに 足りる公益性が認められる)	2050年の脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けて、国が先行的に進める脱炭素先行地域に応募し、大阪市域から2030年までにCO2排出量を実質ゼロとする脱炭素先行地域を創出し、地域脱炭素化を促進するため、再エネ・省エネ設備の導入補助を行う。本施策を実施するにあたり、国から重点対策加速化事業に採択されており、市域の脱炭素に大いに寄与することから、公益性が認められる。				
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が 妥当かつ明確である)	補助率については、国から交付された地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金を基に積算しており、妥当性がある。また、本補助は、市民が本市施策に自主的に協力するものであるから省エネ・再エネ設備の設置費を本市が補助することは妥当である。				

3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	設備の省エネ・再エネ化は近年需要が高まっており、市域の脱炭素を達成するには市民の協力が不可欠であることから、市民が設備設置に要する費用を補助することは、施策実現だけでなく、経費的にも有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	資格要件を備えた補助対象者を広く募集するため、「公正性」は確保されている。

## (3) 補助効果の測定

効果測定方法	(目標値) 令和10年度末までに、CO2削減効果 2,160t-CO2/年
--------	--